

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人当別当隆治の上告趣意は、事実誤認、量刑不当、単なる法令違反を主張するものであつて、刑訴四〇五条の定める上告理由に当らない。また同四一一条を適用すべきものとも認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により、全裁判官の一致で主文のとおり決定する。

昭和二六年一一月二二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野	毅
裁判官	沢	田	竹治郎
裁判官	斎	藤	悠輔
裁判官	岩	松	三郎